

小林市国際化・多文化共生推進計画策定市民会議設置要綱

令和元年7月4日

告示第26号

(設置)

第1条 本市における国際化及び多文化共生に関する施策を推進するための計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、関係者の意見を幅広く反映するため、小林市国際化・多文化共生推進計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画に関する市民の意見の集約及び分析に関すること。
- (2) 推進計画の策定についての提言に関すること。
- (3) その他推進計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内経済団体に所属する者
- (2) 技能実習生受入企業に所属する者
- (3) 観光DMO関係団体に所属する者
- (4) 地域医療関係団体に所属する者
- (5) 地域コミュニティ団体に所属する者
- (6) 日本語ボランティア活動を行う者
- (7) 在住外国人
- (8) 労働関係機関の職員
- (9) 市立小中学校の校長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定完了の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 市民会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。
- 2 市民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(成果の報告)

第7条 会長は、市長に対し、市民会議の所掌に係る成果を報告しなければならない。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、地方創生課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

小林市国際化・多文化共生推進計画策定市民会議

【順不同・敬称略】

No.	委員会役職名	氏名	団体等役職名
1	会長	仮屋 實直	小林市区長会理事
2	副会長	川野 美紗子	小林市観光協会事務局長
3	委員	平賀 卓三	小林商工会議所 専務理事
4	委員	古川 浩通	九州グンゼ株式会社宮崎工場 総務課長
5	委員	四位 廣文	有限会社 四位農園 会長
6	委員	上田 卓矢	小林まちづくり株式会社 観光推進部
7	委員	遊木 裕人	一般社団法人 西諸医師会 事務局次長
8	委員	青山 美樹	日本語ボランティア
9	委員	古川 レイア	在住外国人
10	委員	渡邊 琢巳	小林公共職業安定所 雇用指導官
11	委員	下別府 博	小林市校長会 会長

小林市国際化・多文化共生推進計画庁内調整会議設置要綱

令和元年7月4日

告示第27号

(設置)

第1条 本市における国際化及び多文化共生に関する施策を推進するための計画(以下「推進計画」という。)の策定及び実施に当たり、庁内の総合調整を行うため、小林市国際化・多文化共生推進計画庁内調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進計画の基本的な企画立案に関すること。
- (2) 推進計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他推進計画の策定及び実施に係る庁内の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、地方創生課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 調整会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(ワーキンググループ)

第6条 推進計画の策定及び実施に関する調査及び研究を円滑に行うため、調整会議にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、グループ長及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループ長は、地方創生課長が指名する地方創生課主幹をもって充てる。
- 4 グループ員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループの会議は、必要に応じてグループ長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、地方創生課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

危機管理課長
商工観光課長
人権同和对策監
生活環境課長
健康推進課長
子育て支援課長
学校教育課長
社会教育課長

別表第2(第6条関係)

危機管理課長が指名する危機管理課主幹
商工観光課長が指名する商工観光課主幹
人権同和对策監が市民課長の承認を得て指名する市民課主幹
生活環境課長が指名する生活環境課主幹
健康推進課長が指名する健康推進課主幹
子育て支援課長が指名する子育て支援課主幹
学校教育課長が指名する学校教育課主幹
社会教育課長が指名する社会教育課主幹